

村田町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）で使用する用語の例による。

(指定の期間)

第3条 省令第140条の63の7の規定により町が定める期間は、6年とする。

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請は、村田町介護予防・日常生活支援総合事業事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

(指定の拒否)

第5条 町長は、指定第1号事業者の指定を行うことにより村田町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超えることになることと認めるとき、または申請者が、村田町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める要綱（平成29年告示第24号）に規定する基準に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるときは、指定第1号事業者の指定をしないことができるものとする。

(変更の届出等)

第6条 指定第1号事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、変更届出書（様式第2号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（様式第3号）により、それぞれ町長に提出するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第7条 町長は、第4条又は第6条に規定する申請又は届出を受理したときは、当該指定第1号事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、宮城県、宮城県国民健康保険団体連合会その他町長が必要と認める機関に対して、提供することができるものとする。

(1) 事業者の名称及び所在地

- (2) 当該事業者の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日又は指定の更新年月日及び指定有効期間満了の年月日
- (4) 事業開始年月日又は事業廃止・休止・再開年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める事項
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。